

## 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法科大学院	身分	教授
氏名	滝沢 誠		
NAME	takizawa@tamacc.chuo-u.ac.jp		

## 1. 研究課題

（和文） 証人保護プログラムの構築に向けて

（英文） For instruction of the system for witness protection program

## 2. 研究期間

2 年間（2018・2019 年度）

## 3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

（和文）

わが国では、平成 28 年の刑事訴訟法の改正により、当事者主義・論争主義・直接主義・口頭主義といった諸原則が採られている刑事第 1 審手続において、被告人の反対尋問権・防御権を保障しつつ、犯罪被害者等及び証人を保護するための様々な措置が導入されることになった。

そこで、2018 年度前半には、犯罪被害者等及び証人を保護する方策について、前記法改正前後の証人保護の状況を比較することで改正法の意義を明らかにし、また、証人保護に関する判例及び裁判例を検討した。

同年度後半及び翌 2019 年度前半には、アメリカ法、ドイツ法、オーストリア法、スイス法及び韓国法を比較法の対象とし、刑事訴訟における国民性及び犯罪情勢等の相違を意識しながら、訴訟原理・構造の相違をふまえつつ犯罪被害者等及び証人を保護する方策を検討した。

さらに、同年度後半から現在に至るまで、それまでの研究成果及びヒアリング調査の結果をまとめる作業を行っているが、概ね、以下のことが明らかになった。すなわち、わが国の刑事手続においては、個々の手続段階において、証人の証言を確保しつつ被告人の反対尋問権を保障する方策が導入されてはいるが、諸外国で導入されているような証人の証言後の保護策までは導入されておらず、今後の課題として、目下、その枠組みを検討しているところである。

（英文）

In 2016, new regulations would be introduced into the Japanese Code of Criminal Procedure to improve the protection of witnesses. The importance of new measures was examined in the first half of 2018. Subsequently, from the last half of 2018 to the first half of 2019, the witness protection measures were examined in a comparative legal way, for example, USA, Germany, Austria, Switzerland and so on. Then, until now, *de lege ferenda* witness protection program outside of criminal procedure is examined.